

令和2年9月  
市川市教育委員会 定例会 会議録

市川市教育委員会

## 令和2年9月市川市教育委員会 定例会 会議録

- 1 日 時 令和2年9月3日（木）午後3時30分開議
- 2 場 所 市川市生涯学習センター第2研修室
- 3 日 程
  - 1 開会
  - 2 会議成立の宣言
  - 3 議事日程の決定
  - 4 議案第23号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第24号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について  
議案第25号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 5 報告第27号 市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について  
報告第28号 専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分））に関する臨時代理の報告について  
報告第29号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第30号 令和元年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について  
報告第31号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について  
報告第32号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
  - 6 その他
  - 7 閉会
- 4 本日の会議に付した事件
  - 1 議案第23号 市川市社会教育委員の委嘱について  
議案第24号 市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について  
議案第25号 市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について
  - 2 報告第27号 市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について

- 報告第28号 専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分））に関する臨時代理の報告について
- 報告第29号 令和2年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第30号 令和元年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について
- 報告第31号 市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について
- 報告第32号 市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について
- 3 その他 (1) 市川市立塩浜学園新築工事請負変更契約の締結（専決処分）について  
(2) 院内学級の供用開始について

## 5 出席者

教育長	田中	庸惠
委員	平田	史郎
委員	平田	信江
委員	島田	由紀子
委員	大高	究
委員	山元	幸惠

## 6 出席職員、職・氏名

教育次長	松丸	多一
生涯学習部長	永田	治
生涯学習部次長	根本	泰雄
学校教育部長	小倉	貴志
学校教育部次長	石井	辰治
教育総務課長	池田	孝広
教育施設課長	鎌形	秀昭
社会教育課長	荒井	義光
保健体育課長	松永	裕思
学校地域連携推進課長	関上	亨

## 7 事務局職員、職・氏名

教育総務課	主 幹	吉田	直美
//	副主幹	須志原	みゆき
//	主 査	新田	伸子

## ○教育長

それでは、ただ今から、令和2年9月定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は、教育長及び委員の過半数が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。本日の審議案件は、議案3件、報告6件、その他2件で、お配りいたしました議事日程のとおりでございます。日程に従い議事を進めます。はじめに、「会議録署名委員の指名」を行います。市川市教育委員会会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は、平田信江委員、山元幸恵委員を指名いたします。よろしくお願ひします。続いて、議事の進行を行う委員の指名を行います。市川市教育委員会会議規則第31条の2の規定により、教育長において、平田史郎委員を指名いたします。平田史郎委員、お願ひいたします。

## ○平田史郎委員

かしこまりました。それでは、早速「議案」に入ります。議案第23号「市川市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明をお願いします。

## ○社会教育課長

社会教育課長です。議案の1ページをご覧ください。議案第23号「市川市社会教育委員の委嘱について」、ご説明をいたします。社会教育委員は、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に応じ意見を述べるなどの職務を行うもので、社会教育法第15条第1項に基づき、市川市社会教育委員設置条例第1条により設置をされております。本案は、令和2年9月30日をもって、市川市社会教育委員の任期が満了するため、同条例第2条第1項の規定に基づき、新たに委員15名の委嘱を提案させていただくものでございます。委員の構成といたしましては、1号委員として学校教育の関係者3名、2号委員として社会教育の関係者4名、3号委員として家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、4号委員として学識経験者6名となっており、15名中3名の委員が新任となります。任期は、令和2年10月1日から令和4年9月30日までの2年間となります。委嘱委員につきましては、2ページのとおりでございます。説明は以上となります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

## ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたがこの件について質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第23号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

## ○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第24号「市川市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

## ○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の3ページをご覧ください。議案第24号「市川

市学校運営協議会の設置等に関する規則の一部改正について」、ご説明いたします。本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律附則第10条において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されたことに伴い、引用条文の整備を行い、本規則の一部を改正する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。主な改正内容といたしましては、法の一部が改正されたことに伴い、本規則で引用する法の条文について、法第47条の6を法第47条の5に整備するものでございます。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第24号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第25号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」を議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の7ページをご覧ください。議案第25号「市川市学校運営協議会委員の解任及び任命について」、ご説明いたします。本案は、市川市学校運営協議会の設置等に関する規則に基づき、新たに委員を任命する必要があることから、提案をさせていただくものでございます。理由といたしましては、9ページをお願いいたします。新井小学校については、第2号委員である対象学校に係る保護者を新たに1名選出したいとの申し出があったことから提案をさせていただきます。また、11ページの福栄中学校については、辞任願が提出された第1号委員を解任するとともに、それに伴い、新たな委員が選出されたことによるものとなっております。説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○平田史郎委員

以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、議案第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○平田史郎委員

挙手全員であります。本案は原案のとおり可決いたしました。

続きまして「報告」に入ります。報告第27号「市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

○教育総務課長

教育総務課長です。議案の13ページから15ページをご覧ください。報告第27号「市川市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。教育に係る事務について定める条例の改

正につきましても、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議のないものとして、教育長が令和2年8月18日に臨時代理し、同月19日に市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。それでは、議案の16ページ、17ページをご覧ください。本条例は、公務の運営に支障がなく、職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修又は国際貢献活動を行うための休業を認めることを定めるものでございます。改正内容といたしましては、自己啓発等休業制度の対象に司法修習受講のための休業を加えるものでございます。なお、施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第27号を終了いたします。

続いて、報告第28号「専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分））に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第28号「専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第5号）（うち教育費に係る部分））に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の18ページから20ページをお願いいたします。専決処分の承認を求めること（令和2年度市川市一般会計補正予算（第5号））のうち、教育費に係る予算につきましては、令和2年9月市議会定例会に議案を提出する前に、市長からの意見聴取の求めに基づき、市長へ教育委員会の意見を申し出る必要がありますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本補正予算の内容には異議のないものとして、教育長が令和2年8月18日に臨時代理し、同月19日に市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本議案は、令和2年6月市議会閉会后、新型コロナウイルス感染症対策等の緊急を要する経費について補正予算を編成する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年7月10日付けにて令和2年度一般会計補正予算の専決処分を行ったもので、令和2年9月市議会において市議会の承認を得る必要があるため、議案を提出するものでございます。

それでは、議案の21ページをお願いいたします。「1.歳入歳出予算補正」について、ご説明いたします。初めに、歳出からご説明いたします。第11款・教育費、第6項・社会教育費、第8目・青少年育成費でございます。放課後保育クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、消毒液等の感染拡大防止用品の購入及び施設内の消毒委託のため、第12節・委託料におきまして、放課後保育クラブ指定管理料として6,500万円を、第18節・負担金補助及び交付金におきまして、放課後児童健全育成事業費補助金として50万円を増額要求するものでござい

ます。以上、歳出につきましては、合計で6,550万円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、176億2,692万4,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。歳出でご説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策事業に係る財源として、第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金、第5節・社会教育費国庫補助金におきまして50万円を、第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金、第3節・社会教育費県補助金におきまして6,500万円を増額要求するものでございます。以上、歳入につきましては、合計で6,550万円の増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、51億1,677万4,000円となります。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第28号を終了いたします。

次に、報告第29号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。報告第29号「令和2年度市川市一般会計補正予算（第7号）（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の22ページから24ページをお願いいたします。令和2年度市川市一般会計補正予算（第7号）のうち、教育費に係る予算につきましては、先程ご説明いたしました報告第28号と同様に、本補正予算の内容には異議のないものとして教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、議案の25ページをお願いいたします。「1. 歳入歳出予算補正」についてです。初めに、歳出からご説明いたしますので、議案の26ページをお願いいたします。第11款・教育費、第1項・教育総務費、第3目・学校教育指導費でございます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、5月に予定していた劇団四季ミュージカル「こころの劇場」の開催を中止したことに伴い、第13節・使用料及び賃借料におきまして、会場借上料50万円を減額要求するものでございます。続きまして、第4目・教育センター費でございます。GIGAスクール構想の早期実現に向けて、児童生徒1人に1台の学習用端末の整備を進めるにあたり、台数の急増に対応する通信回線の増強や、各タブレットで活用するソフトウェアとその設定費用経費及び、家庭からも学習コンテンツを活用できるよう学習クラウド環境の構築を図るため、第11節・役務費におきまして、通信回線料として242万8,000円を、第12節・委託料におきまして、タブレット端末等構築委託料として4億7,302万9,000円を、第13節・使用料及び賃借料におきまして、パーソナルコンピューター等賃借料として983万6,000円を増額要求するものでございます。続きまして、第2項・小学校費、第1目・学校管理費でございます。第13節・使用料及び賃借料におきまして、妙典小学校の学校用地賃借料の見直し改定が千葉県企業局であり、当初の見込みを上回る額であったことから、427万4,000円を増額要求するものでございます。第14節・工事請負費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経費の財源を確保するため、今年度執行予定であった改修工事のう

ち、先送りが可能と判断したものについて、校舎等改修工事費の1億6,850万円を減額要求するものでございます。第17節・備品購入費につきましては、市立小学校に自力歩行が困難となった児童がいるため、車椅子に乗ったまま階段を昇降するための可搬式階段昇降車を購入すること、また、別の市立小学校で使用中の可搬式階段昇降車の老朽化が進んでいることから入れ替えるため、学校用備品費として300万円を増額要求するものでございます。続きまして、第2目・教育振興費でございます。教育センター費でご説明いたしましたGIGAスクール構想の実現に向け、各タブレットで活用するソフトウェアとその設定経費等について、第12節・委託料におきまして、タブレット端末等構築委託料として6,922万4,000円を、第13節・使用料及び賃借料におきまして、パーソナルコンピューター等賃借料として1,272万8,000円を増額要求するものでございます。続きまして、27ページをお願いいたします。第3項・中学校費、第1目・学校管理費でございます。第13節・使用料及び賃借料におきまして、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、従来運行していた14人乗りバスに代えて、6月から使用している須和田の丘支援学校の29人乗りスクールバスについて、令和2年9月19日までの使用予定を令和3年3月31日まで継続するため、賃借料として87万7,000円を増額要求するものでございます。第14節・工事請負費におきましては、小学校費と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止に関する経費の財源を確保するため、今年度執行予定であった改修工事のうち、先送りが可能と判断したものについて、校舎等改修工事費の9,300万円を減額要求するものでございます。第2目・教育振興費におきましては、教育センター費及び小学校費・教育振興費と同様に、GIGAスクール構想の実現に向け、各タブレットで活用するソフトウェアとその設定経費等について、第12節・委託料におきまして、タブレット端末等構築委託料として3,461万2,000円を、第13節・使用料及び賃借料におきまして、パーソナルコンピューター等賃借料として636万4,000円を増額要求するものでございます。第18節・負担金補助及び交付金におきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中学校総合体育大会等が中止となったことにより、100万円を減額要求するものでございます。第3目・学校建設費におきましては、塩浜学園の外構等整備工事について入札結果が不調になったことなどにより年度内での完成が見込めないことから、工期の延長及び継続費における令和2年度の年割額を変更することに伴い、2億9,138万8,000円を減額要求するものでございます。続きまして、第5項・学校保健費、第1目・学校保健費でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の小児生活習慣病健診、すこやか口腔健診、体力テスト、水泳授業を中止にしたことに伴い、第7節・報償費におきまして158万4,000円を、第12節・委託料におきまして1,742万7,000円を、第13節・使用料及び賃借料におきまして377万3,000円をそれぞれ減額要求するものでございます。続きまして、28ページをお願いいたします。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度の学校プール開放を中止したことに伴い、第12節・委託料におきまして647万3,000円を減額要求するものでございます。第8目・青少年育成費におきましては、令和3年4月1日に待機児童の発生が見込まれる八幡地区に新たに保育クラブを設置するため、電気・内装・水道等



の修繕及び冷蔵庫・机・椅子等の購入に係る経費として、第10節・需用費におきまして750万円を、第17節・備品購入費におきまして150万円を増額要求するものでございます。第18節・負担金補助及び交付金におきましては、放課後児童健全育成事業を実施している民間事業者に対し新型コロナウイルス感染症対策費用の補助が見込まれるため、84万9,000円を増額要求するものでございます。以上、歳出につきましては、合計で4,257万6,000円を増額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費の合計額は、176億6,950万円となります。

続きまして、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、25ページの方にお戻りください。第14款・国庫支出金、第2項・国庫補助金、第6目・教育費国庫補助金でございます。歳出でご説明いたしましたGIGAスクール構想の早期実現に向けた通信回線の増強や、各タブレットで活用するソフトウェアとその設定経費及び学習クラウド環境の構築に係る財源として、第1節・教育総務費国庫補助金におきまして、1億50万円を増額要求するものでございます。第5節・社会教育費国庫補助金及び第15款・県支出金、第2項・県補助金、第7目・教育費県補助金におきましては、歳出でご説明いたしました放課後保育クラブの新規開設や民間事業者への補助に係る財源として、それぞれ4,195万3,000円を増額要求するものでございます。続きまして、第17款・寄附金、第1項・寄附金、第2目・指定寄附金でございます。歳出でご説明いたしました小学校の階段昇降車の購入が、一般社団法人中山馬主協会が実施する地域貢献事業に選定されたため、財源として200万円を増額要求するものでございます。続きまして、第20款・諸収入、第5項・雑入、第6目・雑入でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休業とした期間の学校給食費を保護者へ返還するために市が負担した経費及び返還に要した経費に対して補助が決定されたことから、404万6,000円を増額要求するものでございます。続きまして、第21款・市債、第1項・市債、第8目・教育債でございます。歳出でご説明いたしました小・中学校の改修工事の執行停止及び、塩浜学園の工期延長に伴う継続費の年割額を組替える必要があることから、財源となる市債について、第1節・小学校費において1億2,620万円を、第2節・中学校費において3億3,170万円を、それぞれ減額要求するものでございます。以上、歳入につきましては、合計で2億6,744万8,000円の減額を要求するもので、今回の補正により、補正後の教育費に係る歳入全体の合計額は、48億4,932万6,000円となります。続きまして、28ページをお願いいたします。「2.継続費補正」につきましてご説明いたします。継続費は、主に建設事業において複数年度で事業を実施する場合、あらかじめ各年度の予算額を定めることが可能なものについて、総額及び年割額を設定し、議会の議決を得るものでございます。塩浜学園校舎・屋内運動場建替事業につきましては、当初、平成30年度から令和2年度までの3カ年計画で建て替えを行う予定でございましたが、歳入歳出でご説明いたしましたとおり、外構等工事の入札結果が不調になったことなどに伴い工期が延長となることから、継続費の期間を令和2年度から令和3年度までの4か年へ変更し、年割額につきましては、令和2年度年割額を18億9,561万2,000円に、令和3年度年割額を2億9,138万8,000円に組替えるものでございます。最後に、「3.地方債補正」について、ご説明いたします。歳入でご説明いたしました市債の減額に伴い、市債の限

度額についても変更する必要があることから、補正前の限度額である26億7,640万円から、市債の補正額と同額の4億5,790万円減となる、22億1,850万円へ限度額の変更を要求するものでございます。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございました。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第29号を終了いたします。

次に、報告第30号「令和元年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○教育総務課長

教育総務課長です。それでは、報告第30号「令和元年度市川市一般会計、特別会計及び公営企業会計決算の認定（うち教育費に係る部分）に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。議案の29ページから31ページをお願いいたします。本市の決算につきましては、毎年度、9月市議会定例会に報告しておりますが、先ほどご説明いたしました補正予算と同様の理由により、本市決算の内容には異議のないものとして、教育長が臨時代理し、市長へ回答いたしましたので、ご報告いたします。

それでは、議案の34ページをお願いいたします。恐れ入りますが、横向きにしてご覧ください。決算につきましても、歳出からご説明いたします。表の一番上の行をご覧ください。教育費の合計欄となっております。第10款・教育費全体につきましては、当初予算額139億2,200万円に、補正予算額・流充用額等5億4,145万3,052円を加えた、144億6,345万3,052円が予算現額となり、これに対して、支出済額は、133億5,324万594円となっております。なお、翌年度繰越額は、6億4,560万1,485円となっております。予算現額から支出済額と翌年度繰越額を差し引いた予算の執行残額である不用額は、4億6,461万973円、予算現額に占める支出済額の割合を示す執行率は、92.3パーセントとなっております。続きまして、不用額が生じた主な理由について、ご説明いたします。第1項・教育総務費、第2目・事務局費につきましては、賃金において少人数学習等担当補助教員の派遣日数が当初見込みを下回ったことにより、1,684万4,409円の不用額がございました。第2項・小学校費、第1目・学校管理費につきましては、新型コロナウイルスに伴う休校や各学校での節電の取組等により、光熱水費に4,255万9,423円の不用額が、第3項・中学校費、第1目・学校管理費につきましても、小学校費と同様の理由により、光熱水費に1,787万682円の不用額が生じました。第4項・学校給食費、第1目・学校給食費につきましても、新型コロナウイルスに伴う休校により、委託料に8,275万2,858円の不用額が生じました。35ページをお願いいたします。第6項・社会教育費、第1目・社会教育総務費につきましては、ビーイングから放課後子ども教室に移行することによる配置職員数の増が想定よりも少なかったこと等により、賃金において952万8,906円の不用額がございました。第8目・青少年育成費につきましては、放課後保育クラブの運営に係る人件費精算において返納が生じたことにより、委託料に4,764万897円の不用額がございました。

続きまして、お手数をおかけいたしますが、32ページへお戻りください。歳入

についてご説明いたします。こちらも、横向きにしてご覧ください。表の1番上の行をご覧ください。教育委員会の歳入合計欄でございます。当初予算額26億3,014万1,000円に、補正予算等4億5,696万2,000円を加えた、30億8,710万3,000円が予算現額となっております。また、歳入として徴収すべき額として決定した調定額に対し、実際に収納した収入済額は25億9,037万1,584円で、調定額に対し収入済額の割合を示す収入率は、96.7%となっております。不納欠損及び収入未済につきましても、放課後保育クラブ保育料と入学準備金貸付金償還金で生じたものでございます。歳入についてのご説明は以上でございます。

続きまして、36ページをお願いいたします。令和元年度決算に係る主要な施策の成果に関する報告（教育委員会分）のうち、主な4つの施策についてご説明いたします。37ページの中段をお願いいたします。少人数学習等担当補助教員事業でございます。令和元年度は補助教員を増員し、各学校に1名または2名を配置し、年間で77人の補助教員を派遣いたしました。続きまして、41ページをお願いいたします。学校情報化研究事業でございます。令和元年度は老朽化したICT機器を更改するとともに、新学習指導要領に対応した学校ICT環境の整備や、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びを実現するための授業改善等を実施いたしました。続きまして、48ページをお願いいたします。コミュニティ・スクール推進事業でございます。令和元年度にすべての市立学校・園の学校運営協議会設置が完了いたしました。また、中学校ブロック・義務教育学校区に地域学校協働本部を設置し、地域と学校が連携・協働した活動を実施いたしました。最後に、51ページをお願いいたします。図書館活動でございます。令和元年度は市内図書館の全蔵書に対するICタグを貼付け、中央図書館に自動貸出機、自動返却機、予約棚システムを、行徳図書館に自動返却機、予約棚システムを設置することにより、蔵書管理業務の効率化及び市民サービスの向上等を図りました。主要な施策の説明については、以上でございます。なお、本日ご説明いたしました決算の内容につきましては、9月11日から予定されております、決算審査特別委員会で審議された後に認定される予定となっております。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第30号を終了いたします。

続いて、報告第31号「市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○保健体育課長

保健体育課長です。報告第31号「市川市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定に関する臨時代理の報告について」、ご説明させていただきます。資料は、議案58ページから64ページになります。条例の制定にあたり、市長からの意見聴取に対し、教育委員会の意見を申し出る必要がございますが、会議を招集する時間的余裕がなかったことから、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定により、本条例案の内容には異議がないものとして、教育長が8月18日に臨時代理し、8月19日に市長へ回答いたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。本条例案につきまして

は、平成31年1月25日に中央教育審議会でもとめられた答申にて、学校給食費については公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべきとされ、令和元年7月に、文部科学省において、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインが作成されたことを踏まえた制定となります。制定の内容は、市が学校給食を実施する旨と、保護者等が市に学校給食費を支払う旨を明文化することで、学校給食費に関する債権・債務関係を明確化することです。また、施行期日につきましては、令和3年4月1日から施行とし、これ以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用するものでございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第31号を終了いたします。

続きまして、報告第32号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」を説明してください。

#### ○学校地域連携推進課長

学校地域連携推進課長です。議案の65ページをお願いいたします。報告第32号「市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について」、ご説明いたします。第2号委員の委員候補者が未決定でありました新浜小学校において、新たに委員として任命する必要があったことから、ご報告をさせていただくものです。この報告案件は議案66ページから68ページにございます。新浜小学校につきましては、9月の定例教育委員会以前に学校運営協議会が開催されることから、教育委員会の会議を開催する時間的余裕がなかったため、市川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理し、本日、ご報告させていただきます。以上、市川市学校運営協議会委員の任命に関する臨時代理の報告について、ご説明させていただきました。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、報告第32号を終了いたします。

続きまして、「その他」に入ります。その他(1)「市川市立塩浜学園新築工事請負変更契約の締結（専決処分）について」を説明してください。

#### ○教育施設課長

教育施設課長です。その他(1)「市川市立塩浜学園新築工事請負変更契約の締結（専決処分）について」、ご報告いたします。資料は、69ページをお願いいたします。市川市立塩浜学園新築工事におきましては、平成30年9月議会での議決を経て工事着手をしております。この工事内容におきましては、校舎棟及び屋内運動場棟の新築に伴い、屋内運動場棟の建設予定地にありました前期校舎東棟の取壊し工事が含まれております。69ページの上の図、これが新築校舎を建設する前の校舎や屋内運動場等の配置図になります。斜線で示している部分が前期校舎東棟の部分になります。この部分に屋内運動場を建設いたしました。前期校舎東棟の取壊しに際し、屋上のアスファルト防水及びクラブ室にアスベスト含有の建材が含まれておきまして、この撤去につきまして、当初設計での見込がなかったこ

と、また、校舎棟及び屋内運動場棟の杭工事における残土処分量が当初設計数量より増となりましたことから、当初、契約額25億9,200万円に880万円の増額が生じ、請負変更契約後、26億80万円になるものでございます。専決処分とは、地方自治法第180条、議会の権限に属する軽易な事項で、議決により指定した場合に長が処分するものです。本件は、平成30年9月市議会定例会において議会の議決を得た工事請負契約であります。本変更契約は、市議会の議決を得た、「専決処分事項の指定について」第2項に該当いたしますことから、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年7月16日付で、市長の専決処分により、本変更契約を締結するとともに、同条第2項の規定により、令和2年9月市議会定例会に報告するものでございます。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上で説明は終わりましたが、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他（1）を終了いたします。

続いて、その他（2）「院内学級の供用開始について」を説明してください。

#### ○教育施設課長

その他（2）「院内学級の供用開始について」、ご説明をさせていただきます。資料は、70ページをお願いいたします。院内学級は、主に国府台病院に入院、または通院している子ども達が通学する施設ですが、平成元年に建てられた既存校舎の老朽化及び狭隘化を解消するために建替工事を進めてまいりました。令和元年6月議会の議決後、設計業務を行い、令和2年3月から工事を着手し、コロナの影響により、一時、工事の中断等がございましたが、同年9月23日に供用開始する予定でございます。新校舎の概要ですが、重量鉄骨造2階建て、建築面積597.26㎡、延床面積982.8㎡となり、旧校舎の約2.5倍の大きさとなっております。また1階には、小学校の部分で2室、家庭科・理科室1室、職員室1室、屋内運動場を配置いたしました。2階には、中学校4室、学習室1室、相談室2室を配置いたしました。工事が完了し供用開始後ではございますが、10月に行われる定例教育委員会の時期にあわせまして教育委員の皆様には、視察のお願いする予定でございます。説明は以上でございます。

#### ○平田史郎委員

ありがとうございます。以上の説明につきまして、質疑はございますでしょうか。特に質疑がないようですので、その他（2）を終了いたします。

さて、本日予定しておりました議案の審議はこれで終了いたします。それでは、教育長お願いいたします。

#### ○教育長

それでは、これをもちまして、令和2年9月定例教育委員会を閉会いたします。ありがとうございます。

(午後4時15分閉会)